

(仮称) 糸魚川市全天候型屋内子ども遊戯場における サウンディング型市場調査実施要項

1 調査の目的

糸魚川市では、駅北地区建設予定であった（仮称）駅北子育て支援複合施設の建設を見直し、市内の既存施設を活用した（仮称）糸魚川市全天候型屋内子ども遊戯場の整備を計画しています。

この施設の整備に関して、本業務の発注を公募型プロポーザル方式で行うにあたり、民間事業者の皆様から、参加意欲や選定条件の内容等に対するご意見やご提案等をお聞かせいただくサウンディング型市場調査（以下「市場調査」という。）を実施します。

2 概 要

- ・名 称 （仮称）糸魚川市全天候型屋内子ども遊戯場
- ・所 在 地 新潟県糸魚川市東寺町3丁目8-17
※ 旧 ブックステーションさかい
- ・面 積 延床面積 約 750 m²
敷地面積 約 2,300 m²
- ・基本事業 屋内遊戯場、子育て支援センターほか
- ・周 辺 図



3 市場調査の流れ

- (1) 参加対象 本施設の運営等への参画を検討している事業者であって、施設を安全円滑に運営する能力を有する法人その他の団体、法人グループとします。
- (2) 参加申込
- ① 申込期限 令和8年1月9日（金）午後5時まで ※随時受付します。
 - ② 申込先 糸魚川市教育委員会事務局こども課子育て支援係
 - ③ 申込方法 別紙1エントリーシートを持参又は郵送、電子メール、FAXにて提出ください。提出後は電話にて収受を確認ください。
- (3) 調査スケジュール
- | | |
|---------------------|--------------------------|
| 令和8年1月9日（金）まで | 市場調査参加申込 ※R7.12.25から随時受付 |
| <u>令和8年1月6日（火）</u> | <u>市場調査（個別対話）の実施</u> |
| <u>から1月16日（金）まで</u> | |
| 令和8年2月中旬 | 市場調査の概要を公表 |
- (4) 市場調査（個別対話）の期日決定及び実施方法
- ・個別対話の日時等は担当課で調整し、参加者に別途連絡します。
 - ・対話の具体的な事業者のアイデア、ノウハウを保護するため個別及び非公開で実施します。
 - ・事業者名は公表しません。

4 聞き取り内容

- ① 動機
本提案への参画意向、事業者が得たい成果・優位性などをお聞かせください。
- ② 設計・施工の一体発注への対応
設計と施工を一体で発注する場合の創意工夫の余地、デザイン自由度と法令順守の両立方法、提案の独自性をお聞かせください。
- ③ 安全・品質マネジメント
子ども向け施設として優先すべき安全対策、品質保証・点検体制の具体案をお聞かせください。
- ④ リスク分担と対応
想定している費用・スケジュールの取り扱い、遅延・不具合時の責任分担などをお聞かせください。
- ⑤ 実績と信頼性の確認軸
同規模・同種の実績事例がある場合は、その内容をお聞かせください。
- ⑥ 提案書の実務的要件
提案書の必須項目・提出形式・提出期限について、現実的なポイントをお聞かせください。最終提案などの段階的審査の実施希望の有無をお聞かせください。
- ⑦ 評価・選定の基本方針
評価基準の重み付け方針、公開・非公開の範囲、審査委員会の構成案、結果の通知

方法とフォローアップの機会を記載してください。

⑧ その他の留意事項

公募の条件変更時の通知方法、回答の機密性、反社会的勢力排除の表明、契約締結時の留意点など、事務運用上の留意事項を明記してください。

5 参考資料

市ホームページから参考資料のダウンロードをお願いします。

6 留意事項

(1) 参加の扱い

市場調査への参加実績は、事業者選定における評価の対象とはなりません。

(2) 参加者の除外要件

- (ア) 法律行為を行う能力を有しない者
- (イ) 破産者で復権を得ていない者
- (ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (エ) 当該団体等の責めに帰すべき事由により、当市又は他の地方公共団体において指定管理の取り消しを受けてから2年を経過していない団体等
- (オ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立て手続をしている団体等
- (カ) 当該団体等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は当該団体等の役員が、同条第6号に掲げる暴力団員である団体等及びそれらの利益となる活動を行なう団体等
- (キ) 国税又は地方税を滞納している団体等
- (ク) その他、事業者として社会通念上ふさわしくない団体等

(3) 参加費用

市場調査への参加に要する費用は参加者の負担とします。

(4) 追加の対話

必要に応じて、追加の対話ををお願いすることがあります。その際にはご協力をお願いします。

(5) 結果概要の公表

結果概要については、事前に事業者に内容の確認・了解を得た後に市ホームページ等にて公表します。なお、事業者の名称は公表しません。

(6) 提出書類

提出書類の著作権はそれぞれの事業者に帰属しますが、提出書類は返却しません。本件は、結果概要の公表や事業の諸条件の検討以外の目的で提出書類を使用したり、

情報を漏らしたりすることはありません。

なお、事業者のノウハウに係る説明資料及びヒアリングの詳細記録については、公表及び市情報公開条例にもとづく開示の対象としません。

(7) 責任

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとします。

7 事務局

〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号

糸魚川市教育委員会事務局 こども課 子育て支援係

電話 025-552-1511 FAX 025-552-8292

E-Mail kodomo@city.itoigawa.lg.jp